

人事院は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第六十八号）の施行に伴い、及び国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）等に基づき、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関し次の人事院規則を制定する。

令和二年十二月二十八日

人事院総裁 一 宮 なほみ

人事院規則一―七六

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整理に関する人事院規則

（人事院規則一―〇の一部改正）

第一条 人事院規則一―〇（規則の法的根拠）の一部を次のように改正する。

第二十二号中「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

(人事院規則一―二の一部改正)

第二条 人事院規則一―二(用語の定義)の一部を次のように改正する。

第十八号中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

(人事院規則一―三四の一部改正)

第三条 人事院規則一―三四(人事管理文書の保存期間)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

別表の二十の表平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法の項中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改め、同表規則一―六

五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）の項中

第十三条各項

項の協議に関する文書等	取得の日	
	三年	五年
の報告の文書等	取得の日	
	三年	五年

を

第十二条第二項の協議に

関する文書等	取得の日	五年
--------	------	----

に改める。

（人事院規則一―三八等の一部改正）

第四条 次に掲げる規則の規定中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリ

ンピック・パラリンピック特措法」に改める。

一 人事院規則一―三八（人事院関係法令に基づく行政手続等における情報通信技術の活用）第一条第一項

二 人事院規則一―四五（人事・給与関係業務情報システムを使用する場合の人事関係手続の特例）第一条
条

三 人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第一条から第六条まで、第八条、第九条第一号及び第十三条第二項

四 人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第三条第九号

五 人事院規則一―七二（職員の平成三十七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第三条第九号

六 人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第三条第九号

七 人事院規則八―一二（職員の任免）第三十七条第三項第十二号

八 人事院規則九―七（俸給等の支給）第五条第一項第十号及び第二項並びに第七条

九 人事院規則九―二四（通勤手当）第十六条第一号ロ、第十九条の二第一項第三号及び第十九条の三第

二項第二号

十 人事院規則九―五四（住居手当）第四条

十一 人事院規則九―八九（单身赴任手当）第五条第二項第一号ロ

十二 人事院規則九―一二一（広域異動手当）第五条第二項第七号

十三 人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）第八条第二項第六号

十四 人事院規則一一―四（職員の身分保障）第三条第二項

十五 人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第一条第十号

十六 人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第五条第十号

十七 人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第三条第八号

（人事院規則九―八の一部改正）

第五条 人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第八の備考第六号中「~~長官に付し~~」を「~~令和三年オリンピック・パラリンピック特措法~~」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

（人事院規則九―一三の一部改正）

第六条 人事院規則九―一三（休職者の給与）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改め、「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条」を削る。

（人事院規則九―三四の一部改正）

第七条 人事院規則九―三四（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第六号中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改め、同項中第七号を削り、第八号を第七号とする。

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第八条 人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第一条第十三号中「無給平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員（平成三十二年オ

リンピック・パラリンピック特措法」を「無給令和三年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員（令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に、「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員」に改める。

第四条の二及び第七条第七号中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員」を「令和三年オリンピック・パラリンピック・パラリンピック特措法派遣職員」に改める。

第十一条第二項第九号中「平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法」を「令和三年オリンピック・パラリンピック特措法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正に伴う経過措置）

2 第三条の規定による改正前の規則一―三四別表の二十の表規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）の項に掲げる人事管理文書（同条の規定による改正後の規

則一―三四別表の二十の表規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員
会への派遣）の項に掲げるものを除く。）の保存期間については、なお従前の例による。